

愛媛労働局発表

平成23年5月27日

担当	愛媛労働局 労働基準部 賃金室
	室長 竹本 哲司
	賃金指導官 竹本 正純
	電話 089(935)5205 内線 460

愛媛県最低賃金総合相談支援センター及び新居浜・今治最低賃金相談支援コーナーの開設について

愛媛労働局（局長 田中 敏章）は、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援のための委託事業として、愛媛県最低賃金総合相談支援センター及び新居浜・今治最低賃金相談支援コーナーを開設しました。

1 趣旨・目的

最低賃金額の大幅な引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の改善を通じてそれぞれの中小企業の賃金支払い能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度等の見直しを図ることが課題となります。

この課題に取り組む中小企業への支援として経営面と労働面の相談等を専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を整備するため、松山市に愛媛県最低賃金総合相談支援センター（以下「センター」という。）を設置するほか、センターから遠隔地の中小企業の利便性を図るため最低賃金相談支援コーナー（以下「コーナー」という。）を県内に2ヵ所（新居浜、今治）設置し、開設しました。

2 センター及びコーナーについて

(1) 愛媛県最低賃金総合相談支援センター

実施者：愛媛県社会保険労務士会

相談実施場所：松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内

相談時間：午前9時～午後5時

電話番号：089-907-4864

相談日：月 18日間

(2) 新居浜最低賃金相談支援コーナー

実施者：愛媛県社会保険労務士会

相談実施場所：新居浜市土橋2丁目5-33 しおかぜ法務津乗事務所

相談時間：午前9時～午後5時

電話番号：0897-41-0039

相談日：月 13日

(3) 今治最低賃金相談支援コーナー

実施者：愛媛県社会保険労務士会

相談実施場所：今治市旭町2丁目3-5 今治地域地場産業振興センター5F

五領田社会保険労務士事務所

相談時間：午前9時～午後5時

電話番号：0898-54-3850

相談日：月 8日

愛媛県最低賃金総合相談支援センター

新居浜最低賃金相談支援コーナー

今治最低賃金相談支援コーナーのご利用について

最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談についてそれぞれの専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を設置しました。

相談対応者は労働関係の専門家の社会保険労務士です。もちろん相談内容の秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。

◎このようなご相談に対応します。

- ・給与制度・給与体系を見直したいのだが…
- ・就業規則をしっかりとしたものになりたいが…
- ・その他、経営・労務に関すること

※ 相談のみでなく、さらに専門家を無料で各事業場へ派遣し、個別にコンサルティングを受けることもできますので、ご相談ください。

愛媛県最低賃金総合相談支援センター	
相談日	月 18日
相談時間	午前9時から午後5時まで
相談場所	愛媛県松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内
電話番号	089-907-4864

新居浜最低賃金相談支援コーナー	
相談日	月 13日
相談時間	午前9時から午後5時まで
相談場所	愛媛県新居浜市土橋2丁目5-33 しおかぜ法務津乗事務所
電話番号	0897-41-0039

今治最低賃金相談支援コーナー	
相談日	月 8日
相談時間	午前9時から午後5時まで
相談場所	愛媛県今治市旭町2丁目3-5 今治地域地場産業振興センター5F 五領田社会保険労務士事務所
電話番号	0898-54-3850